

# 愛媛大学農学部放射線障害予防規程

平成 16 年 4 月 1 日  
制 定

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項に規定する放射線障害予防規程であり、愛媛大学農学部（以下「本学部」という。）における放射性同位元素を装備したガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（ニッケル 63 を付着した金属をディテクタ線源とし、容器に収納されたもの。以下「ECD」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程でいう ECD とは、ガスクロマトグラフに装備されたもので、その管理区域の境界は、装備機器の表面とする。

2 この規程でいう放射性同位元素使用室（以下「使用室」という。）とは、ECD を装備するガスクロマトグラフが設置され、使用に供する室をいう。

### (遵守等の義務)

第 3 条 ECD の取扱等業務に従事する者（以下「ECD 業務従事者」という。）は、この規程を遵守し、第 7 条第 1 項に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示に従い、放射線障害の発生防止に努めなければならない。

2 愛媛大学農学部長（以下「学部長」という。）は、主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

## 第 2 章 組織及び職務

### (組織)

第 4 条 本学部における放射線障害の防止に関する組織は、別図のとおりとする。

### (学部長の責務)

第 5 条 学部長は、本学部設置された使用室に係る放射線障害の防止に関し、統括する。

### (放射線安全委員会)

第 6 条 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するために、本学部放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 主任者
- (2) 第 9 条第 1 項に規定する放射線安全管理担当者
- (3) 使用室で ECD を使用する各コース（特別コース及びサブコースを含む。）及び各附属教育研究施設から選出された教員 各 1 人
- (4) 農学部事務課長
- (5) その他学部長が必要と認めた者

- 3 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 安全委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が定める。

(主任者等の選任)

第7条 学部長は、本学部における放射線障害の防止について指導監督を行わせるため、法の定めるところにより、本学部の職員のうちから、放射線取扱主任者免状を有する者を主任者として選任しなければならない。

- 2 学部長は、主任者が旅行、疾病その他事故等により職務を行うことができない場合は、その期間中職務を代行させるため、法の定めるところにより、本学部の職員のうちから、放射線取扱主任者免状を有する者を主任者の代理人（以下「代理人」という。）を選任しなければならない。
- 3 学部長は、主任者に選任後1年を超えない期間内に、その後は3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。ただし、主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者については受講後3年を超えない期間ごとに受けさせるものとする。
- 4 学部長は、第1項及び第2項に規定する主任者及び代理人を選任又は解任した場合は、法に定める所定の書類を添付の上、遅滞なく学長を経由し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(主任者の職務)

第8条 主任者は、本学部における放射線障害の防止について指導監督を行うため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害の防止に関する対策の立案及び調整
- (2) ECDの受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び譲渡等に係る管理状況の監査
- (3) ECDの取扱いに伴う放射線被ばく及び汚染の管理
- (4) 使用室における放射線の量及び表面汚染密度の測定並びに施設等点検の管理
- (5) 放射線測定器の保守、管理
- (6) ECD業務従事者等に対する教育及び訓練の管理
- (7) 前各号に関する記帳・記録の管理、保存
- (8) 関係者への指導・助言、勧告及び指示
- (9) 原子力規制委員会による立入検査等の立会い
- (10) 学部長に対する意見の具申
- (11) 事故発生時及び危険時の対応と措置
- (12) 関係法令等に基づく申請、届出等の原案の作成及び関係省庁との連絡調整
- (13) その他放射線障害の防止に関する必要事項

(放射線安全管理担当者)

第9条 学部長は、本学部の使用室に、放射線安全管理担当者（以下「安全管理担当者」とい

う。)を置かなければならない。

2 安全管理担当者には、当該使用室を管理している国立大学法人愛媛大学固定資産管理規程第8条第1項の使用責任者をもって充てる。

3 安全管理担当者は、主任者の指示の下、担当する使用室を安全に維持管理するために次に掲げる職務を行う。

(1) 使用室及びECDの管理に係る放射線の測定とその記録の作成

(2) 使用室及びECDの定期的な巡視、点検

(3) その他主任者の指示に基づく事項

4 安全管理担当者は、担当する使用室において、放射線障害防止のための必要な措置を講ずるとともに、主任者が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底しなければならない。

5 安全管理担当者は、ECD業務従事者に対し、ECDの取扱いについての適切な指示を与えるとともに、受入れ、払出し、保管、運搬又は譲渡等に関する事例が発生する場合には、事前に主任者へ報告し、その指示を受けなければならない。

(ECD業務従事者の登録)

第10条 ECDの取扱いを行おうとする者は、安全管理担当者を通じて学部長に申請し、ECD業務従事者として登録されなければならない。

2 前項に規定する申請は、ECDの取扱いを行おうとする者が学外者又は学生の場合は、関係教員又は指導教員を経由しなければならない。

3 学部長は、第1項に規定する申請があった者に対し、第20条に規定する教育・訓練を受けさせ、主任者の同意を得て、登録するものとする。

4 登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。

5 学部長は、ECD業務従事者が主任者等の指示又はこの規程に従わない場合は、ECDの取扱いを停止させることができる。

### 第3章 維持及び管理

(施設等の点検)

第11条 安全管理担当者は、主任者の指示に従い、定期的に使用室及びECDの巡視、点検を行わなければならない。

2 安全管理担当者は、前項に規定する点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

3 安全管理担当者は、第1項に規定する点検を終えたときは、主任者へ報告しなければならない。さらに、主任者は、その報告を受け、学部長に点検結果の報告をしなければならない。

4 第1項に規定する点検の項目等については、別表に定めるとおりとする。

(修理等)

第12条 安全管理担当者は、所管する設備、機器等について修理等措置を行う場合は、主任者の指示を受け、必要に応じて学部長の承認を得なければならない。

2 学部長は、前項の規定により承認しようとするときは、必要に応じ、その安全性及び安全対策について、安全委員会に諮問するものとする。

3 安全管理担当者は、第1項に規定する修理等の措置を完了したときは、その結果について、

主任者を経て学部長に報告しなければならない。

#### 第4章 使用等

##### (使用)

第13条 ECD業務従事者は、安全管理担当者の監督のもとで、安全にECDを使用しなければならない。

2 ECD業務従事者は、ECD使用の都度、使用保管簿に所要の事項を記帳しなければならない。

3 安全管理担当者は、使用中の機器に故障その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ただちに使用を中止させ、その旨を主任者に連絡しなければならない。

4 安全管理担当者は、装備したECDを線源洗浄あるいは譲渡等の目的で取り外す場合には、事前に主任者へ連絡し、主任者の指示に従わなければならない。

##### (注意事項の掲示)

第14条 安全管理担当者は、ECD装備機器を設置する場所近くの目につきやすい場所にECDの取扱いに関する注意事項を掲示しなければならない。

#### 第5章 受入れ、払出し、保管、運搬及び譲渡

##### (受入れ及び払出し)

第15条 施設の管理担当者は主任者の指示を受けて、次の各号に掲げるECD及びECD装備機器の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

- (1) 購入による受入れ
- (2) 他事業所からの譲渡による受入れ
- (3) 他事業所への譲渡による払出し

##### (保管)

第16条 安全管理担当者は、ECDを保管する場合は、主任者の指示のもとに、次の各号に掲げる事項に従い保管しなければならない。この場合において、あらかじめ原子力規制委員会に届け出ている使用の数量を超えてECDを保管してはならない。

- (1) 機器に装備されたECDを保管する場合は、装備した状態で保管すること。
- (2) 使用室を使用しない間は、その出入口に施錠等の措置を講じること。

##### (運搬)

第17条 安全管理担当者は、ECDを修理、洗浄又は譲渡等のため運搬する場合には、主任者の立会いのもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ECDを容器に収納し、輸送基準に適合した包装をすること。
- (2) ECDを本学部外において運搬する場合は、前号の外、関係法令で定める技術上の基準に従って、必要な措置を講ずること。

##### (譲渡)

第18条 安全管理担当者は、不用になったECDを譲渡する場合には、主任者の立会いのもとに、安全に取り外し、届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、廃棄業者又は許可使用者に引き渡さなければならない。

#### 第6章 測定

(測定)

第19条 安全管理担当者は、主任者の指示のもと、次の各号に定めるところにより放射線測定器を用いて、放射線の量及び汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

- (1) 測定場所はECDを装備したガスクロマトグラフの表面とする。
- (2) 測定時期は、ECDの使用開始前に1回以上、使用開始後にあつては6か月を超えない期間に1回以上とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、ECDを交換した場合及び当該機器による放射線障害のおそれのある場合には、その都度測定しなければならない。
- (4) 測定結果を記録し、主任者に提出しなければならない。
- (5) 主任者は、学部長に測定結果を報告しなければならない。

## 第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第20条 学部長は、主任者にECD業務従事者に対し、この規程の周知等を図らせるほか、放射線障害の防止に必要な教育及び訓練を実施させなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 実施時期
  - ア ECDを初めて使用する前
  - イ 前回の教育・訓練から1年を超えない時期
- (2) 実施項目
  - ア 放射線の人体に対する影響
  - イ ECDの安全取扱
  - ウ 放射線障害防止に関する法令
  - エ 規程
  - オ その他放射線障害の予防に関する必要事項

3 前項の規定にかかわらず、主任者が前項第2号に掲げる実施項目に関し十分な知識及び技能を有していると認めたものについては、教育・訓練の一部を省略することができる。

## 第8章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第21条 学部長は、主任者に放射線の量等の測定結果、ECDの使用、保管、運搬、譲渡及びECD業務従事者に対する教育・訓練並びに受入れ及び払出しに係る項目を記録させなければならない。

2 受入れ及び払出し

- ア 密封された放射性同位元素の種類及び数量
- イ ECD及びECD装置機器の受入れ又は払出しの年月日、その相手方の氏名又は名称、使用目的、使用方法及び使用場所
- ウ ECD及びECD装置機器の受入れ又は払出しに従事する者の氏名

3 学部長は、前項の記録について毎年三月三十一日又はECDの廃止等を行う場合は廃止日等

に閉鎖し，5年間保存しなければならない。

## 第9章 報告等

### (危険時の措置)

第22条 ECD に関し，地震，火災又は運搬中の事故等の災害が起こったことにより，放射線障害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は，その発見者は，主任者に連絡し指示を受けるとともに，直ちに関係機関への通報，避難警告等災害の拡大防止に努めなければならない。

2 主任者は，前項に規定する連絡を受けたときは，直ちにその旨を学部長に報告するとともに，必要な応急の措置を講じなければならない。

3 学部長は，前項に規定する報告を受けたときは，直ちに次の各号に掲げる事項等を遅滞なく学長を経由し，原子力規制委員会及び関係機関の長に届け出るとともに，必要な措置を講じなければならない。

(1) 第1項に規定する災害が生じた日時，場所及び原因

(2) 発生し，又は発生するおそれのある放射線障害の状況

(3) 講じ，又は講じようとしている措置の内容

第23条 地震，火災等の災害が起こった場合には，主任者が別表の項目について速やかに点検を行い，その結果を，学部長を経由して学長に報告しなければならない。

### (事故等の措置)

第24条 安全管理担当者は，次の各号に掲げる事態が生じた場合は，主任者に連絡しなければならない。

(1) ECD の盗難又は所在不明が発生した場合

(2) ECD 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え，又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか，放射線障害が発生し，又は発生するおそれのある場合

2 主任者は，前項に規定する連絡を受けたときは，直ちにその旨を学部長に報告するとともに，必要な措置を講じなければならない。

3 学部長は，前項に規定する報告を受けたときは，必要な措置を講じるとともに，その旨を直ちに，その状況及びそれに対する措置を10日以内に報告書により，それぞれ学長を経由し，原子力規制委員会及び関係機関の長に報告しなければならない。また，第1項第1号に規定する事態が生じた場合は，遅滞なく警察署に届け出なければならない。

### (報告等)

第25条 学部長は，関係法令に基づく申請，届出若しくは報告の事由が生じた場合又は放射線障害防止のための取扱要領を定める等重要な措置を講じた場合は，申請，届出又は報告の所定の必要書類を添付の上，遅滞なく学長を経由し，原子力規制委員会その他の関係省庁等に申請，届出又は報告を行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか，学部長は，法に基づく毎年度の放射線管理状況報告書を当該年度の翌年度の5月末日までに学長を経由し，原子力規制委員会に提出しなければならない。

## 第10章 雑則

### (事務)

第26条 学部長の統括に係る事務及び安全委員会に関する事務は、農学部の事務部において処理する。

### (雑則)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、学部長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学農学部放射線障害予防規程（平成13年12月14日制定）は、廃止する。
- 3 従前の規定に基づいてなされた事項は、法及びこの規程に基づいてなされたものとみなす。

### 附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

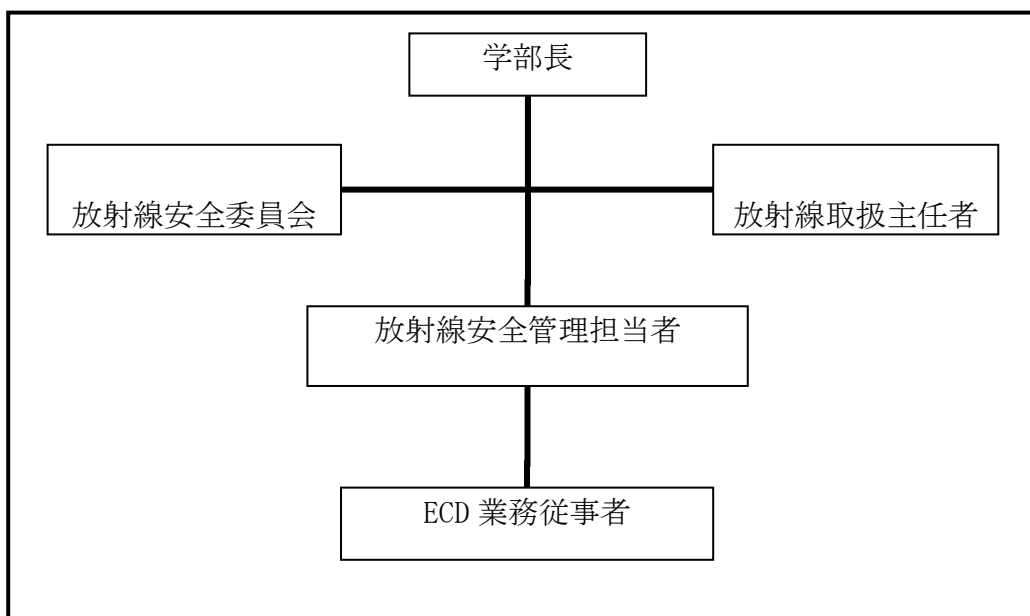
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年7月14日から施行する。

別図(第4条関係)

本学部の放射線障害の防止に関する組織図





別表（第 11 条，第 23 条関係）

点検項目	細目	点検の頻度 (年間回数)	備考
1 位置等			
(1) 地崩れ，浸水 のおそれ	①施設内外の地形の状況	2 回及び地震等の災害時	
	②地崩れ・浸水の発生状況	〃	
(2) 周囲の状況	施設の外部，境界等の状況	〃	
2 ECD 装備機器 使用室・貯蔵箱 設置室	①経年変化等による劣化等はないか	〃	
	②排気は適正に行われているか	2	
	③閉鎖設備（使用室の施錠の器具等）は設けられているか	2	
3 ECD 装備機器	①ガスクロマトグラフに装着された ECD は確実に固定されているか	2 回及び地震等の災害時	
	②承認の範囲内で使用しているか	2	
	③紛失していないか	2	
4 貯蔵箱	①容器の構造や材質は基準に適合しているか	2	
	②予備線源は貯蔵箱に入れて，みだりに持ち運びできないような措置が講じられているか	2	
5 標識	①法定標識はついているか（図面とともに観察確認）	2	
	②つける場所は適切か	2	
	③標識の劣化等による破損や文字の退色等はないか	2	
6 注意事項	①目につきやすい所に掲示されているか	2	
	②緊急時に備えて連絡網等，分かりやすい場所に指示がなされているか	2	